

声 明

2022年3月16日

第5次6次小松基地爆音訴訟原告団
団長出渕敏夫

第5次6次小松基地爆音訴訟弁護団
弁護団長川本藏石

本日、名古屋高等裁判所金沢支部において、第5次6次小松基地爆音訴訟控訴審判決が言い渡された。

本日の判決は、これまでの判決と同様に戦闘機騒音が受忍限度を超え違法であると認め、国に對して賠償を命じた。

しかし、本日の判決は、一審判決と同様に、戦闘機騒音の悪化や健康被害を認めない明らかな不当判決である。

すなわち、原告らは、宮崎県の新田原基地からアグレッサー部隊が移駐したことによる騒音の悪化を主張してきたが、控訴審の判決も、一審と同様に、アグレッサー部隊移駐による騒音の悪化を認めなかった。

戦闘機騒音による健康被害については、昭和56年の大阪国際空港最高裁判決の判示を没却するような判断を示し、原告らの健康被害を認めなかった。

賠償金については、一審と同様にW85とW90地域の月額は他の基地訴訟よりも低く、防音工事による減額率も一審と同じであった。また、賠償は、過去分に限られ、将来分は認められなかった。それだけにとどまらず、移転補償を受けた後も騒音地域に居住する原告の賠償額を信義則を理由に減額した。

自衛隊機の飛行差止めについても、一審同様に民事不適法であるとして却下され、米軍機の飛行差止めは第三者行為論を根拠に棄却された。自衛隊の違憲性についても、判断は示されなかった。

今回の判決は、原告らが主張してきた一審判決の誤りを全く認めず、基地周辺住民の被害救済が後退する明らかな不当判決である。本判決は、国民の権利救済を使命とする裁判所がその任務を放棄したと評価せざるを得ず、到底容認することはできない。

私たち原告団・弁護団は、第1次訴訟から一貫して求めている「静かで平和な空」を取り戻すため、戦闘機騒音被害の抜本的解決が図られるまで今後も闘い続けることを誓う。

以上